

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年7月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500008号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500040号

第1 結論

請求期間のうち、訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和29年8月25日から同年9月1日に訂正し、昭和29年8月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

昭和29年8月25日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和29年8月25日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者資格記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和28年5月1日から同年6月20日まで
③ 昭和29年8月25日から昭和30年3月1日まで
④ 昭和36年8月2日から昭和37年1月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、A社に、昭和27年4月1日から平成10年8月14日に退職するまで、転勤はあったものの、一度も辞めることなく継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間①から④までについて、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。B社の勤務証明書で請求期間①から④まで勤務していたことが確認できるので、請求期間①から④までを厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間③の一部である昭和29年8月25日から同年9月1日までの期間については、B社から提出された勤務証明書により、訂正請求記録の対象者がA社C課に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の現在の社会保険事務担当者は、「訂正請求記録の対象者の勤務期間に空白は無いため、当該期間においても給与は支払っているため、社会保険料は当然控除されていたはずである。当該期間当時、厚生年金保険料は翌月控除であったため、転勤を伴う異動があった場合は、在籍していた事業所に厚生年金保険料2か月分を現金で納め、新しい勤務先において給与から控除された当該保険料を現金で返却する方法を平成17年5月まで行っていた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額、訂正請求記録の対象者のA社における昭和29年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和29年8月25日から同年9月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

次に、請求期間①については、B社から提出された勤務証明書により、訂正請求記録の対象者がA社D課に勤務していたことが認められる。

しかしながら、同僚に対する照会で、昭和27年4月1日にA社に入社したと回答した同僚の同社の厚生年金保険被保険者台帳における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、訂正請求記録の対象者と同じ昭和27年5月1日となっている。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、訂正請求記録の対象者の同記号番号は、昭和27年5月12日に同僚11名と連番で払い出されているところ、訂正請求記録の対象者及び同僚11名の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、上記払出簿では、昭和27年5月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、上記同僚11名のうち8名の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、訂正請求記録の対象者と同じ昭和27年5月1日と記録されていることが確認できる。

そして、請求期間②、請求期間③のうち昭和29年9月1日から昭和30年3月1日までの期間並びに請求期間④については、B社から提出された勤務証明書により、訂正請求記録の対象者が、請求期間②においてA社E支社に、請求期間③のうち昭和29年9月1日から昭和30年3月1日までの期間において同社F支社に及び請求期間④において同社G支社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、これらの期間において、いずれの支社も厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上記各支社の同僚のオンライン記録では、各支社に勤務する以前の事業所における資格喪失年月日から各支社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、B社は、これらの期間の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者も給与

明細書等を所持していない上、各支社の厚生年金保険の新規適用日に各支社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したものの回答がないことから、これらの期間における保険料控除を確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間のうち、請求期間①、請求期間②、請求期間③のうち昭和 29 年 9 月 1 日から昭和 30 年 3 月 1 日までの期間及び請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、請求期間②、請求期間③のうち昭和 29 年 9 月 1 日から昭和 30 年 3 月 1 日までの期間及び請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500103号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500008号

第1 結論

平成8年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年1月から同年3月まで

私が20歳になった平成8年*月頃に、A区役所から請求期間の国民年金保険料が記載された納付書が届き、就職予定先に年金手帳を提出する必要があったため、私が、平成8年1月末ないし同年2月頃に、請求期間の国民年金保険料を当該納付書によりA区役所で納付し、年金手帳を受け取った。

その際納付した請求期間の国民年金保険料の金額は、1か月1万3,000円ぐらいで3か月分で4万円弱ぐらいであり、領収証書が発行されたのを覚えているが、現在、当該領収証書は所持していない。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった平成8年*月頃に、A区役所から請求期間の国民年金保険料が記載された納付書が届き、平成8年1月末ないし同年2月頃に、当該期間の国民年金保険料を同区役所で納付し、年金手帳を受け取ったと述べているが、請求者は、自身の国民年金の加入手続について具体的なことを記憶していないことから、国民年金の加入状況が不明である上、請求者が当該加入手続を行う前に請求期間の国民年金保険料が記載された納付書が送付されることは、制度上、考え難い。

また、i) 請求者が居住していた市の「国民年金被保険者収滞納一覧表(平成7年度)」の収納状況欄において、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す記号や納付日の記載は見当たらないこと、ii) オンライン記録において、平成9年1月9日に請求期間の過年度納付書が発行されていることが確認できることから、当該納付書の発行時点において、請求期間の国民年金保険料は未納であったと推認される。

さらに、前述の過年度納付書が発行された時点(平成9年1月9日)において、請求期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、請求者は遑って国民年金保険料を納付した記憶は無いと述べている。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500084号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500009号

第1 結論

平成17年9月から平成18年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年9月から平成18年6月まで
② 平成18年7月から同年9月まで

平成17年9月に職場での怪我が原因で会社を退職したことから、請求期間①及び②の収入は雇用保険の給付金のみとなったため、当該期間の私及び妻に係る国民年金保険料免除の申請書を私が作成し、妻が二人分の申請書を市役所に提出した。

妻の国民年金保険料の納付記録は、請求期間①が全額免除、請求期間②が4分の1免除とされているのに、私の請求期間①及び②が未納とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料免除の申請における、申請の時期、頻度及び免除承認の決定通知書の受領等についての記憶が明確でないことから、当該期間に係る保険料免除の申請状況が不明である。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料免除の申請を妻と一緒に行ったと主張しているが、i) 請求期間①について、当該期間当時居住していた市の「平成17年度一般免除受付処理簿」には、妻の免除申請は受け付けられていることが確認できるものの、請求者の受付記録は見当たらないこと、ii) 請求期間②について、請求者の妻の当該期間に係る全額免除申請は、継続審査が行われたが却下され、その後、改めて免除を申請して4分の1免除承認を受けていることが、妻の平成18年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書により確認されるものの、請求者の同申請書は見当たらないことから、請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間①及び②は、国に収納事務が一元化された平成14年4月以降のものであり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤があったとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間①及び②について、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500097号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500010号

第1 結論

平成18年4月から平成21年3月までの請求期間については、国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月から平成21年3月まで

私が大学に入学して20歳になったとき、父が国民年金保険料の学生納付特例の申請書を作成してくれ、母が市役所に提出してくれた。大学在学中も、学生納付特例の申請を両親が継続して行ってくれていたはずである。請求期間の直前直後は、学生納付特例期間であるのに、請求期間だけが学生納付特例期間ではなく、未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の学生納付特例の申請手続に直接関与しておらず、これを行ったとする請求者の両親は、申請時期及び申請頻度等についての記憶が明確でない上、学生納付特例の承認又は却下に係る決定通知書の受領についても覚えていないことから、請求者の当該期間に係る学生納付特例の申請状況が不明である。

また、年金事務所における請求者の国民年金保険料学生納付特例申請書の保管状況を見ると、請求期間前後の当該申請書は保管されているが、請求期間の当該申請書(請求期間当時、学生納付特例の申請は年度ごとに行う必要があったことから、請求者の主張のとおりであれば請求期間に3回の申請が行われたことになる。)は見当たらないことから、当該期間には当該申請が行われなかった可能性が高いと推認される。

さらに、請求期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降のものであり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であるため、記録管理に誤りがあったとは考え難い。

このほか、請求者の両親が請求期間に係る学生納付特例の申請を行ったことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例の申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500085号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500011号

第1 結論

昭和46年3月から平成5年2月までの請求期間については、納付済期間となっている昭和48年4月から同年6月までの期間及び昭和62年7月から平成元年3月までの期間並びに免除期間となっている昭和55年4月から昭和61年3月までの期間を除き、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月から平成5年2月まで

私の国民年金の記録については、i) 私は、自身で国民年金の加入手続きを行っていないのに、国民年金手帳記号番号払出簿では、私の手帳記号番号が勝手に払い出され、しかも、住民票で私の住所に変更が無いことが確認できるにもかかわらず、「不在」との記載がされていること、ii) 会社を退職後、60歳に到達するまで国民年金に関する手続きを行ったこともなく、昭和48年から平成2年まで出版業を営み生活困窮の状態でもなかったのに、昭和55年4月から昭和61年3月までの期間が保険料免除の申請がなされた期間とされていること、iii) 60歳到達後、市役所の職員の指示のとおり、未納分の国民年金保険料として毎月10万円ずつ1年間、総額120万円を現金書留で同職員へ送金しており、その金額は、年金事務所が作成した私の国民年金被保険者期間の保険料額を示す表の金額とほぼ一致しているにもかかわらず、当該期間のほとんどが納付済みとなっていないことから、行政の不適正な事務処理により正しい記録になっていないことは明らかである。

これらのことを証明するため、「上申書」及び「私の国民年金被保険者期間保険料額」等の資料を提出するので、調査の上、年金受給権が得られるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続きに直接関与しておらず、60歳に到達するまで国民年金保険料の納付や免除の申請を行った記憶は無いと述べていることから、請求者の国民年金の加入状況及び請求期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、請求者は、60歳到達後、未納分の国民年金保険料として毎月10万円を1年間、市役所の職員へ現金書留で送金していたと主張しているが、60歳となった平成5年*月時点において、請求期間のほとんどの保険料は時効により納付することができない上、当該期間のうち、免除期間の一部の保険料は追納することが可能であるものの、追納の申請がなされた記録も見当たらない。

さらに、請求者の提出した「上申書」及び「請求者の国民年金被保険者期間保険料額」等の資料からは、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたこと等を示す事情や情報を得ることはできない。

なお、請求期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの期間及び昭和62年7月から平成元年3月までの期間は納付済みとなり、昭和55年4月から昭和61年3月までの期間は免除期間となっている現在の請求者に係る国民年金の記録に不自然さは見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、納付済期間となっている昭和48年4月から同年6月までの期間及び昭和62年7月から平成元年3月までの期間並びに免除期間となっている昭和55年4月から昭和61年3月までの期間を除き、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500081号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500041号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年7月27日から同年8月1日まで
② 昭和46年10月31日から同年11月7日まで

私は、A社の近海航路の船舶である汽船B丸(約2981トン)に司厨員として乗船していた。船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日が船員保険の被保険者期間と一致していないので、請求期間①及び②を船員保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の所持する船員手帳から、請求期間①及び②において、請求者は船舶所有者であるA社の汽船B丸に司厨員として乗船していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿から任意に抽出した乗組員20名に照会したところ、複数の乗組員の船員手帳に記載された雇入年月日、雇止年月日の両方又は一方は、船員保険被保険者期間と一致していない上、同被保険者期間は船員手帳の乗船期間より短い期間であることから、請求期間当時、全ての乗組員を船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日どおりに船員保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、既にA社は厚生年金保険及び船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡していることから、請求者の請求期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500080号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(脱)第1500002号

第1 結論

昭和38年8月13日から昭和42年9月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年8月13日から昭和42年9月1日まで
〔支給済期間 : ① 昭和38年8月13日から昭和41年3月5日まで
② 昭和41年7月13日から昭和42年9月1日まで〕

厚生年金保険の記録では、請求期間(A社及びB社に勤務していた期間)について脱退手当金が支給されている。しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の支給済期間①のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、支給済期間②のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和43年3月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号については、請求期間である2回の被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後のC社の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、請求者から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。